

# 経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和3年11月19日(金)  
午前10時  
場所 第二委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正（案）の概要について
- 2 その他

## 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正の理由

八戸圏域地域連携 I C カード（ハチカ）の導入に伴い、I C カードの発行に係る規定を追加するとともに、その他所要の改正を行うものである。

### 2. 改正の主な内容

#### (1) I C カードの発行について

I C カードの発行を可能とする規定を追加する。

#### (2) 特殊普通旅客運賃（一日乗車券の運賃）の上限額改定について

「600 円以内で管理者が定める額」を「800 円以内で管理者が定める額」に改める。

#### (3) 回数旅客運賃の廃止について

普通回数乗車券・通学回数乗車券等の各種回数乗車券の販売を停止することから、その運賃を廃止する。（ただし、施行期日までに発行した回数乗車券については令和5年3月31日まで使用可能。）

#### (4) 払戻し手数料について

乗車券の払戻し手数料について、手数料を徴収せずに払戻しができる規定を追加する。

### 3. 施行期日

企業管理規程で定める日

ただし、(4)については公布の日に施行する。

## ○八戸圏域地域連携 I C カード「ハチカ」導入に関するサービス内容等について

## 1. 導入に伴う運賃について

現金及び I C カードどちらの支払い方法でも、現行の「初乗り運賃 170 円、以降 50 円刻み、上限 320 円）を維持、50 円刻みの分かりやすい運賃体系を継続。  
定期券についても現在使用している割引率で計算した額で販売する。

## 2. 終了となるサービス

| 項目   | 販売期間                       | 使用期限                       |
|--|----------------------------|----------------------------|
| 各種回数券（普通・通学・セット・お買い物）  | 令和 4 年 3 月<br>（サービス開始前日まで） | 令和 5 年 3 月 31 日            |
| ・まちパス<br>・みんなで 1 Day パス<br>（市内版・圏域版）<br>・キャンパス 4<br>・ 1 日乗車券 |                            | 令和 4 年 3 月<br>（サービス開始前日まで） |

※従来どおり紙のまま利用：プレミアムセット回数券（令和 2 年度発売）、エコパスポートシリーズ

## 3. 新しく始まるサービス

## (1) 交通ポイントの導入

バス運賃を「ハチカ」でチャージされた料金（SF）で支払うごとに、一般ハチカは支払運賃の 3%、青春ハチカ（対象：満 12 歳の中学生以上から満 22 歳まで）は 12% の交通ポイントを付与。※定期券については、ポイントは付与されません。

貯まった交通ポイントはバス運賃にのみ使用可能、交通ポイントが運賃分貯まると、自動で交通ポイントから運賃を支払い。

## (2) 2 社共通一日乗車券

市営バス、南部バスどちらも利用でき、購入日に利用可能な一日乗車券を発売。

（参考）現在の一日乗車券：利用は各社のみ。土日祝と毎月 25 日に限り利用可。